



生食発0305第1号  
29消安第5790号  
29水漁第1402号  
平成30年3月5日

各  
〔 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 〕 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )

農林水産省消費・安全局長

水 産 庁 長 官

「対EU輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について

EU向けに輸出される水産食品の取扱いについては、「対EU輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月4日付け食安発第0603001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2148号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第175号水産庁長官通知)中の別紙「対EU輸出水産食品の取扱要領」(以下「要領」という。)に基づき取り扱っているところです。

今般、平成29年3月に実施された欧州委員会からのEU向け水産食品の残留物質等モニタリング検査に係る査察の結果を受け、要領を別添新旧対照表のとおり改正しましたので、御了知いただくとともに、貴管内関係営業者等への周知について、よろしくお願ひします。

特に、残留物質等モニタリング検査で基準を超える等の異常値を確認した際に行われます原因究明に当たりましては、都道府県水産部局との連携の下で実施できますよう、特段の協力を賜りたく、よろしくお願ひします。

(参考)

欧州委員会による査察報告書(査察番号:2017-6183)

[http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit\\_reports/details.cfm?rep\\_id=3854](http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=3854)